

毎月5日発行

Monthly

情報揭示板

社会保険労務士法人MAC 税理士法人 望月会計

TEL: 0263-34-4488 FAX: 0263-34-0054

第 119 号

来年1月から労働者の募集や求

人申込みの制度が変わります!

◆3 月に改正法が成立

平成29年3月31日に職業安定法の 一部の改正を含む「雇用保険法等の一部 を改正する法律」が成立しました。職業安 定法の改正については、平成29年4月1 日、平成30年1月1日、公布の日から起 算して3年を超えない範囲内において政 令で定める日の3段階で施行されます。

今回は、来年1月1日から施行される、 労働者の募集や求人申込みの制度の主 な変更点についてご紹介いたします。

◆労働条件の明示について

ハローワーク等へ求人申込みをする際 や、ホームページ等で労働者の募集を行う 場合は、労働契約締結までの間、業務内 容や契約期間、就業時間、賃金といった 労働条件を明示することが必要ですが、 今回の改正で、当初の労働条件に変更が あった場合、その確定後、「可能な限り速 やかに」、変更内容について明示しなけれ ばならなくなりました。

面接等の過程で労働条件に変更があっ た場合は、速やかに求職者に知らせるよう 配慮が必要になります。

◆最低限明示しなければならない労働条 件等

労働者の募集や求人申込みの際には、 書面の交付によって明示しなければならな

い労働条件が定められていますが、今回 の改正で、「試用期間」、「裁量労働制(採 用している場合)」、「固定残業代(採用し ている場合)」、「募集者の氏名または名 称」、「雇用形態(派遣労働者として雇用す る場合」の明示が追加事項とされました。

◆変更明示の方法

以下のような場合には、変更の明示が 必要となりました。

(1)「当初の明示」と異なる内容の労働条 件を提示する場合

例)当初:基本給30万円/月 ⇒ 基本 給 28 万円/月

(2)「当初の明示」の範囲内で特定された 労働条件を提示する場合

例) 当初: 基本給 25 万円~30 万円/ 月 ⇒ 基本給 28 万円/月 (3)「当初の明示」で明示していた労働条 件を削除する場合

例) 当初:基本給 25 万円/月、営業手 当 3 万円/月 ⇒ 基本給 25 万円/月 (4)「当初の明示」で明示していなかった 労働条件を新たに提示する場合

例)当初:基本給25万円/月 ⇒ 基本 給 25 万円/月、営業手当 3 万円/月

なお、変更内容の明示については、「変 更前と変更後の内容が対照できる書面を 交付する」、「労働条件通知書において、 変更された事項に下線を引いたり着色し たり脚注を付けたりする」など、求職者が 変更内容を適切に理解できるような方法 で行う必要があります。